

4月定例教育委員会会議 議事録

平成31年4月11日
午後3時30分開会
さんくす3番館4階大会議室

出席委員

原田勝 教育長
大谷佐知子 委員
安達友基子 委員

谷口学 教育長職務代理者
和泉慎次 委員
福田知弘 委員

出席説明員

木戸誠 地域教育部長
道場久明 学校教育部次長兼教育総務室長兼務
落俊哉 地域教育部次長
橋本健一 保健給食室長
前田隆男 青少年室長
市川泉 教育政策室参事
中西多恵子 指導室参事・指導主事
長八七代 中央図書館長
一之瀬和彦 青少年クリエイティブセンター館長
曾谷俊弘 まなびの支援課長代理
川口敬規 人事室主査

大江慶博 教育監
植田聡 学校教育部次長兼指導室長兼務
生駒靖子 教育政策室長
草場敦子 教育センター所長
中村美和 教育総務室参事
野口晃正 保健給食室参事
小西正晃 まなびの支援課長
桑名裕子 地域教育部参事
田畑茂洋 人事室参事
森司朗 千里図書館長

記録者

上田祥代 教育政策室主幹

4月定例教育委員会会議 議事録

午後3時30分 開会

原田勝教育長

ただ今から4月定例教育委員会会議を開催いたします。

署名委員に福田委員を指名いたします。

記録者に上田教育政策室主幹を指名いたします。

本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。

市川泉教育政策室参事

本日の傍聴席の設置可能数は10席でございます。現在の傍聴希望者はいらっしゃいません。

原田勝教育長

それでは、本日の傍聴は10名まで許可したいと思いますが、いかがでしょうか。

全委員

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、本日の傍聴は10名まで許可します。

原田勝教育長

それでは、議事日程に従いまして、日程第1 報告第4号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

中村美和教育総務室参事

日程第1 報告第4号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」御説明申し上げます。

本件は、3月31日付け及び4月1日付けの人事発令につきまして、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時に代理させていただきましたので、御報告を申し上げます。

まず初めに、3ページをお願いいたします。

平成31年3月31日付け人事発令につきましては、大阪府教育委員会へ異動した者が、合計7名でございます。

続きまして4ページをお願いいたします。

平成31年4月1日付けで教育委員会事務局から市長事務部局へ異動した者が、合計20名でございます。

続きまして5ページをお願いいたします。

平成31年4月1日付けで市長事務部局から教育委員会事務局へ任命または兼任発令された者が、合計23名でございます。

続きまして6ページから8ページをお願いいたします。

平成31年4月1日付けで教育委員会事務局内におきまして、異動した者が、合計82名でございます。

続きまして9ページをお願いいたします。

平成31年4月1日付けで教育委員会事務局に新規採用された割愛職員は、合計9名でございます。

続きまして10ページをお願いいたします。

平成31年4月1日付けで、市で新規採用され、教育委員会事務局に配属

または兼任発令された者が3名、平成31年4月1日付けで、教育委員会事務局に新規採用され、給食調理員として小学校に配属された者が3名、一般事務（司書）として図書館に配属された者が1名でございます。

続きまして11ページから12ページをお願いいたします。

平成31年4月1日付けで教育委員会事務局において再任用を更新された者及び新たに再任用された者が、合計31名でございます。

以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、報告第4号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を承認します。

次に、日程第2 報告第5号「吹田市社会教育委員の解嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第2 報告第5号「吹田市社会教育委員の解嘱について」御説明申し上げます。

吹田市社会教育委員の解嘱につきましては、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定により、平成31年3月31日付けで、2名の委員の解嘱につきまして、臨時に代理しましたので、御報告するものでございます。

被解嘱者は、森島研次様、川上光男様の2名で、森島様は吹田市立学校校長会からの推薦、川上様は吹田市青少年指導員会の推薦として委嘱しておりましたが、辞任願いが提出されたものでございます。

辞任の理由といたしましては、退職等によるためでございます。

また、後任につきましては、5月以降の教育委員会会議にて提案させていただきます。

今回の解嘱によりまして、社会教育委員の男女別委員数は、男性が6名、女性が4名となっております。

以上簡単な説明でございますが、御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、報告第5号「吹田市社会教育委員の解嘱について」を承認します。

次に、日程第3 報告第6号「吹田市立図書館協議会委員の解嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第3 議案第6号「吹田市立図書館協議会委員の解嘱について」御説明申し上げます。

図書館協議会委員の解嘱につきましては、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定により、平

原田勝教育長
全委員

原田勝教育長

原田勝教育長

曾谷俊弘まなびの支援課長代理

原田勝教育長
全委員

原田勝教育長

原田勝教育長

桑名裕子地域教育部参事

成31年3月31日付で委員の解嘱について臨時に代理しましたので、御報告するものでございます。

被解嘱者の上野佳寿子様は、学校教育の代表として委嘱しておりましたが、平成31年3月31日付けで辞任届が提出されたため、同日付けで解嘱したものでございます。理由は定年退職でございます。

なお、後任の委員につきましては、吹田市学校長会より御推薦を頂き、5月の教育委員会議にお諮りする予定でございます。

今回の解嘱に伴います委員構成は、男性7名、女性2名、合計9名でございます。

以上、簡単な御説明ですが、原案どおり御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、報告第6号「吹田市立図書館協議会委員の解嘱について」を承認します。

次に、日程第4 報告第7号「吹田市立少年自然の家運営審議会委員の解嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第4 報告第7号「吹田市立少年自然の家運営審議会委員の解嘱について」御説明申し上げます。

今回の、吹田市立少年自然の家運営審議会委員の解嘱につきましては、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定により、平成31年3月31日付けで、1名の委員の解嘱につきまして臨時に代理しましたので、御報告させていただくものです。

被解嘱者は、田中実様で、吹田市立学校校長会の代表として委嘱していましたが、辞任届が提出されたものです。

辞任の理由は、定年退職によるものです。

なお、後任の委員につきましては、吹田市立学校校長会から御推薦を頂き、5月以降の定例教育委員会議に委嘱の議案を提出させていただきたいと考えています。

また、今回の解嘱により、少年自然の家運営審議会委員は、女性4名、男性10名の計14名となります。

以上簡単な御説明ですが、御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、報告第7号「吹田市立少年自然の家運営審議会委員の解嘱について」を承認します。

次に、日程第5 報告第8号「吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の解嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

原田勝教育長
全委員

原田勝教育長

原田勝教育長

前田隆男青少年室長

原田勝教育長
全委員

原田勝教育長

原田勝教育長

日程第5 報告第8号「吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の解嘱について」御説明申し上げます。

吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の解嘱につきましては、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定により、平成31年3月31日付けで、1名の委員の解嘱について臨時に代理しましたので、御報告するものでございます。

被解職者は、第二中学校校長、上田裕彦様で、3月31日付けの退職に伴い、辞任届が提出され、同日付けで解嘱いたしました。

今回の解嘱により委員数は合計14名で、女性5名、男性9名となります。

以上、簡単な説明ではございますが、御承認いただきますようお願い申し上げます。

原田勝教育長
全委員

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、報告第8号「吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の解嘱について」を承認します。

原田勝教育長

次に、日程第6 議案第28号「吹田市地区公民館長の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

小西正晃まなびの支援課長

日程第6 議案第28号「吹田市地区公民館長の委嘱について」御説明申し上げます。

今回の地区公民館長の委嘱につきましては、新任1名の方と、4月30日をもって任期満了となる7名の方、合わせて8名について委嘱するものでございます。

恐れ入りますが、次ページの吹田市地区公民館長被委嘱者名簿を御覧ください。

はじめに、吹一地区公民館の奥田照久様は、66歳、再任の方で、委嘱期間につきましては、令和元年5月1日から、令和2年3月31日までの11か月間でございます。

次に、岸二地区公民館の安田由子様は、65歳、再任の方で、委嘱期間につきましては、令和元年5月1日から、令和2年3月31日までの11か月間でございます。

次に、片山地区公民館の江川尋子様は、56歳、再任の方で、委嘱期間につきましては、令和元年5月1日から、令和2年3月31日までの11か月間でございます。

次に、東佐井寺地区公民館の後藤壽満子様は、66歳、再任の方で、委嘱期間につきましては、令和元年5月1日から、令和2年3月31日までの11か月間でございます。

なお、後藤様は、現在、在任期間が7期、12年10か月で、10年を超えておりますが、吹田市地区公民館長委嘱要領の附則の第2で経過措置といたしまして、委嘱要領を定めた平成26年9月30日現在、館長として在職している者については、在任期間が10年を超える場合におきましても、7

0歳未満である限り、館長として委嘱することができるとしております。本件は、この附則の経過措置に該当しております。

次に、北山田地区公民館の篤本俊治様は、66歳、新任の方で、当該地区公民館企画運営委員で、現在も地域で御活躍中の方でございます。委嘱期間につきましては、令和元年5月1日から、令和2年3月31日までの11か月間でございます。

次に、吹二地区公民館の乾実千穂様は、57歳、再任の方で、委嘱期間につきましては、令和元年5月1日から、令和2年3月31日までの11か月間でございます。

次に、南山田地区公民館の奥野博子様は、66歳、再任の方で、委嘱期間につきましては、令和元年5月1日から、令和2年3月31日までの11か月間でございます。

最後に、山手地区公民館の宮田光代様は、72歳、再任の方で、委嘱期間につきましては、令和元年5月1日から、令和2年3月31日までの11か月間でございます。

なお、宮田様は、既に70歳を迎えられておりますが、山手地区公民館が令和元年に50周年の周年記念式典の開催を考えており、周年行事の実施については、市から補助金等が無い中、人員や物資など一切を自力で賄わなければならない等、一定の館長経験が必要であることに鑑みて、今期のみ延長を認め、70歳以上ではありますが、地区公民館長として委嘱を行うものでございます。

館長の委嘱期間につきましては、吹田市地区公民館長委嘱要領第4条により、2年以内としております。

また、現在、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、令和2年4月1日から、公民館長の職を会計年度任用職員として任用することを検討していることから、そのような場合にも対応できるように、委嘱期間を令和2年3月末日までとさせていただきます。

今回の被委嘱者は、地区公民館の区域内にお住まいの方でございまして、地区公民館の企画運営委員の皆様からも御推挙いただいております。

今回の委嘱によりまして、地区公民館長の男女別館長数は、男性が17名、女性が12名で変更はございません。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第28号「吹田市地区公民館長の委嘱について」を承認します。

次に、日程第7 議案第29号「吹田市義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

原田勝教育長
全委員

原田勝教育長

原田勝教育長

日程第7 議案第29号「吹田市義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問について」御説明申し上げます。

議案書25ページを御覧ください。

本年度は、令和2年度に使用する教科用図書、いわゆる教科書の小学校用の採択及び中学校用の採択替え年度に当たっており、その選定について、吹田市義務教育諸学校教科用図書選定委員会へ諮問するものとします。

選定委員会は吹田市の、執行機関の附属機関に関する条例により、吹田市教育委員会の附属機関に位置付けられています。

吹田市義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則により、選定委員会の中心的な役割は、教育委員会の諮問に応じ、義務教育諸学校の教科用図書の選定について調査審議し、答申することです。

また、選定委員会の委員は規則に則って8名を教育委員会が委嘱いたします。

今回の採択に当たって選定委員会への諮問内容は、4点です。

まず1点目です。小学校用各種目の専門的な調査研究を行った上、調査研究を答申することです。

続いて2点目です。教科用図書（小学校用）について、令和2年度に使用する学校教育法附則第9条に規定される教科用図書について、検討の上、意見を答申することです。

学校教育法附則第9条に規定される教科用図書とは、支援学校または小中学校の支援学級で特別の教育課程を実施し、所定の学年の検定教科書を使用することが適切でない場合、学校教育法附則第9条に基づき採択することができる教科用図書のことです。

吹田市におきましては、これまで支援学級に在籍する児童生徒につきましても、通常学級の児童生徒と同じ検定教科書を採択してきましたが、弱視児童生徒のために、拡大教科書を学校教育法附則第9条に基づき採択してきた経緯がございます。

3点目は、教科用図書（中学校用）の採択替えに当たり、調査研究を行った上、調査研究を答申することです。

4点目は、教科用図書（中学校用）について、令和2年度に使用する学校教育法附則第9条に規定される教科用図書について、検討の上、意見を答申することです。

4点の諮問内容について御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

今回採択した教科書は令和2年度からいつまで使う予定ですか。

令和2年度から4年間使用します。

特別の教科道徳は、一昨年度採択しましたが、今回はどのような形になるのですか。

特別の教科道徳について、平成29年度採択された教科書の使用期間は、平成30年度と31年度の2年間に限られたものでしたので、再度採択する

原田勝教育長
和泉慎次委員
中西多恵子指導室参事・指導主事
谷口学教育長職務代理者

中西多恵子指導室参事・指導主事

福田知弘委員
中西多恵子指導室参事・指導主事

こととなります。

小学校の英語の教科書は、何年生用ですか。

小学校5・6年生用です。令和2年度から、小学校5・6年生について、週に2時間外国語科として、英語を学びます。

小学校3・4年生については、外国語活動なので、教科書は使用せず、文部科学省作成の外国語教材を引き続き使用します。

原田勝教育長
中西多恵子指導室参事・指導主事

調査員について、今年度はどのような方法で選ばれますか。

大阪府教科用図書選定委員会運営要領で、選定委員会は、専門的な調査検討を行うため、調査員を置くことが定められております。

本市には、学校教育研究会という組織があり、専門性を追求した教科研究をしており、調査員はこの研究会より、指導力・実践力の高い管理職・教員が推薦されます。

大谷佐知子委員
中西多恵子指導室参事・指導主事

保護者や市民の方の意見は、どのように採択に反映させるのですか。

市民の方は、展示場所である、教科書センターである男女共同参画センター及び、山田図書館、さんくす図書館、拠点小学校に教科書の見本本を設置します。また、意見箱を設置し、感想・意見等を書き込んでもらえるようにしています。

また、場所については、市報や市のホームページにおいても周知する予定です。

安達友基子委員
中西多恵子指導室参事・指導主事

拡大教科書の使用状況を説明してください。

現在、本市におきましては、小学校14名、中学校2名の児童・生徒が使用しています。文字の大きさを数段階に分けて拡大して複製し、児童・生徒一人ひとりに応じた教科書で、児童・生徒や保護者の希望を優先し、無償給付する措置がとられています。

原田勝教育長
全委員
原田勝教育長

他に、御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第29号「吹田市義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問について」を承認します。

市川泉教育政策室参事

恐れ入りますが、追加議案を3件、提出させて頂きたいと存じますので、よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

原田勝教育長

ただ今、追加議案の提出の申入れがされましたが、議題とすることに御異議ございませんか。

全委員

異議なし。

原田勝教育長
原田勝教育長

異議なしと認めます。

それでは、追加議案につきまして、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3とすることといたします。

それでは、議案を配布してください。

— 議案書配布 —

原田勝教育長

ただ今提出されました追加議案の審議にあたりまして、本件は公表により公正な選定を妨げる恐れのある事項について審議するものですので、吹田市教育委員会会議規則第5条ただし書きの規定により、秘密会としますが、御

異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、本件を秘密会とします。

—秘密会—

原田勝教育長

ここで、秘密会を解きます。

市川泉教育政策室参事

恐れ入りますが、追加議案を1件、提出させて頂きたいと存じますので、よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

原田勝教育長

ただ今、追加議案の提出の申入れがされましたが、議題とすることに御異議ございませんか。

全委員

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認めます。

原田勝教育長

それでは、追加議案につきまして、追加日程第4とすることといたします。それでは、議案を配布してください。

—議案書配布—

原田勝教育長

ただ今提出されました追加議案の審議にあたりまして、本件は人事案件ですので、吹田市教育委員会会議規則第5条ただし書きの規定により、秘密会としますが、御異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、本件を秘密会とします。

—秘密会—

原田勝教育長

ここで、秘密会を解きます。

原田勝教育長

それでは、これもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、4月定例教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午後4時7分